

精神文化学会規約

第1条 本会は精神文化学会と称し、事務局を大阪市北区堂山町 15-4-1316 に置く。

第2条 本会は精神文化研究の進展と精神性の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 内外の研究者、表現者との交流
- (3) その他の必要な事業

第4条 本会の会員は下記の3種とする。

- (1) 学生会員
- (2) 普通会员
- (3) 賛助会員

第5条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 専務理事 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 幹事 若干名
- (そのうち幹事長1名、会計担当幹事1名、学会報編集担当幹事1名)
役員任期は3年とし、再任することができる。

第6条 理事は理事会を構成し、総会の決議に従って本会の運営を図る。

第7条 本会は毎年総会を開催し、会計報告、一般報告、役員改選その他、本会の目的達成に必要な事項の協議決定を行う。

第8条 本会の経費は会費、寄付金などによる。学生会費の会費は年額2千円、普通会员の会費は年額4千円、賛助会員の会費は年額6千円とする。

第9条 会費未納が2年連続に及ぶ場合、退会と見なす。

第10条 本会規約の改正は、理事会の議を経て総会の決議による。

附則 この規約は、2010（平成22）年9月11日から施行する。

この規約は、2011（平成23）年9月21日から施行する。

この規約は、2012（平成24）年9月22日から施行する。

この規約は、2013（平成25）年9月14日から施行する。